技能者の適正な評価，処遇向上を目指して
～建設キャリアアップシステムの運用～

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室

1. 建設キャリアアップシステムのねらい

建設業は，地域のインフラ整備等の担い手であると同時に，災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として，国民生活や経済活動を支える大きな役割を担っています。少子高齢化が進展する中，建設業が引き続きこうした重要な役割を果たしてくためには，将来の建設業を支える担い手の確保・育成が重要な課題となっております。

建設業に従事する技能者は，他の産業と異なり，様々な事業者や現場の下で経験を積んでいくことから，能力が統一的に評価されにくい，現場管理や後進の指導など一定の経験を積んだ技能者が果たしている役割が処遇に反映されにくいといった環境にあります。

「建設キャリアアップシステム」は，技能者の保有する資格や就業履歴について，業界横断的に登録・蓄積する仕組みです。システムの活用により，個々の建設技能者が能力や経験に応じた評価や処遇を受けられる環境を整備し，将来にわたって建設業の担い手を確保することを目的としています（図－1）。

平成30年秋のシステム運用開始に向けて，業界団体の皆様と連携して，システムの構築に取り組んできました。運用開始初年度で100万人の技能者登録，5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標として，現在，国土交通省では，システムを運営する（一財）建設業振興基金と連携し，システムの普及・利用促進に向けた取り組みを積極的に展開しています。

本稿では，システムの利用手順やメリット，システムを活用した具体的な施策などをご紹介させていただきます。

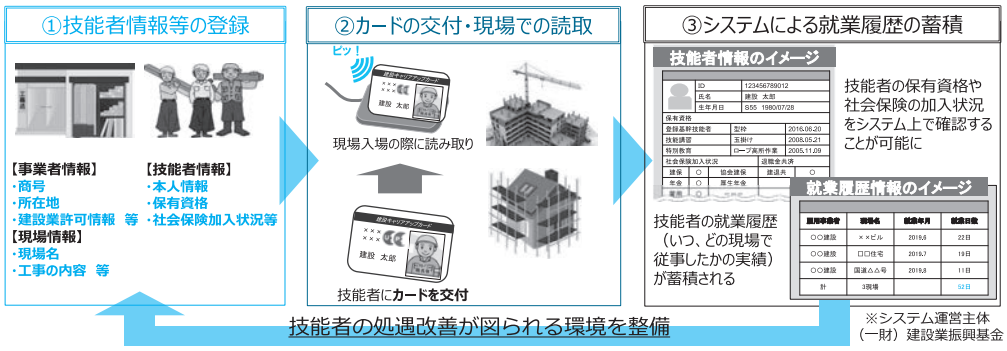

図－1　システムのイメージ

2. システムの利用手順

技能者・事業者がそれぞれシステムに情報を登録することによって，キャリアアップカードの取得やカードを用いた就業履歴の蓄積，システムに登録された情報の閲覧などが可能となります。

技能者は，氏名，生年月日などの本人情報に加え，保有する資格や受講した講習，社会保険加入状況などの情報を登録することにより，一人ひとりに固有の ID が付された IC カード（キャリアアップカード）を取得します。また，事業者は，商号，所在地，建設業許可情報などを登録します。

これらの手続きは，窓口だけでなく，インターネット又は郵送による申請も可能であるほか，本人から同意を受けた所属事業者などが代行して申請することも可能です。

システムは，個々の現場での就業履歴を蓄積していく仕組みであるため，元請事業者は，現場開設時に，現場名や工事内容等の現場情報を登録します。現場に設置されたカードリーダーで，キャリアアップカードを読み取ることで，いつ，どの現場で従事したかといった就業履歴が自動的に蓄積されていくこととなります（図－2，3）。

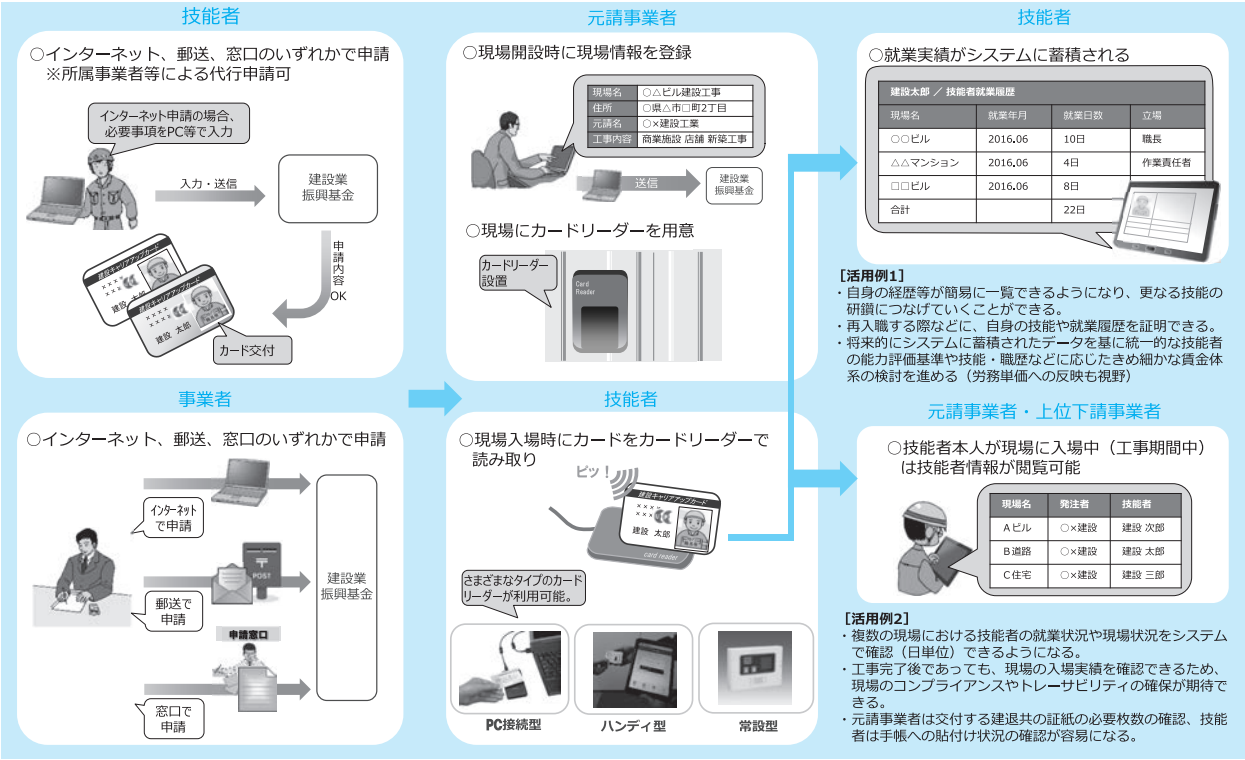

図－2　システムの利用手順

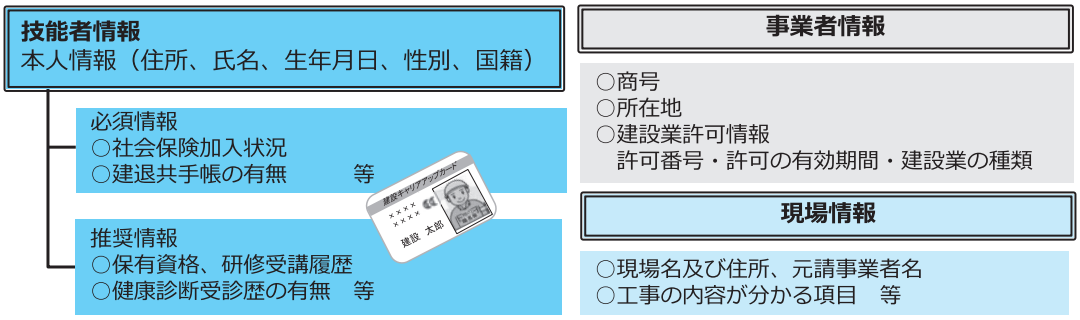

図－3　システムに登録する情報

3. システムの活用方法とメリット

このように蓄積された就業履歴や登録された保有資格などの情報は，システム上で簡単に確認することができます。

まず，システムに登録した技能者本人及び所属事業者は，自身の就業履歴や保有資格情報を常時閲覧することができます。

また，現場稼働中に限り，元請事業者や上位の下請事業者は，現場に入場する技能者の情報を閲覧することができます。

なお，システムに登録した事業者は，他社の事業者情報（商号，所在地，建設業許可情報など）を閲覧できるほか，技能者本人及び所属事業者が同意した範囲内で，他の事業者に所属する技能者の就業履歴などを閲覧することが可能です。

こうした機能をもつシステムの活用により，次のメリットが期待されます（図－4，5）。

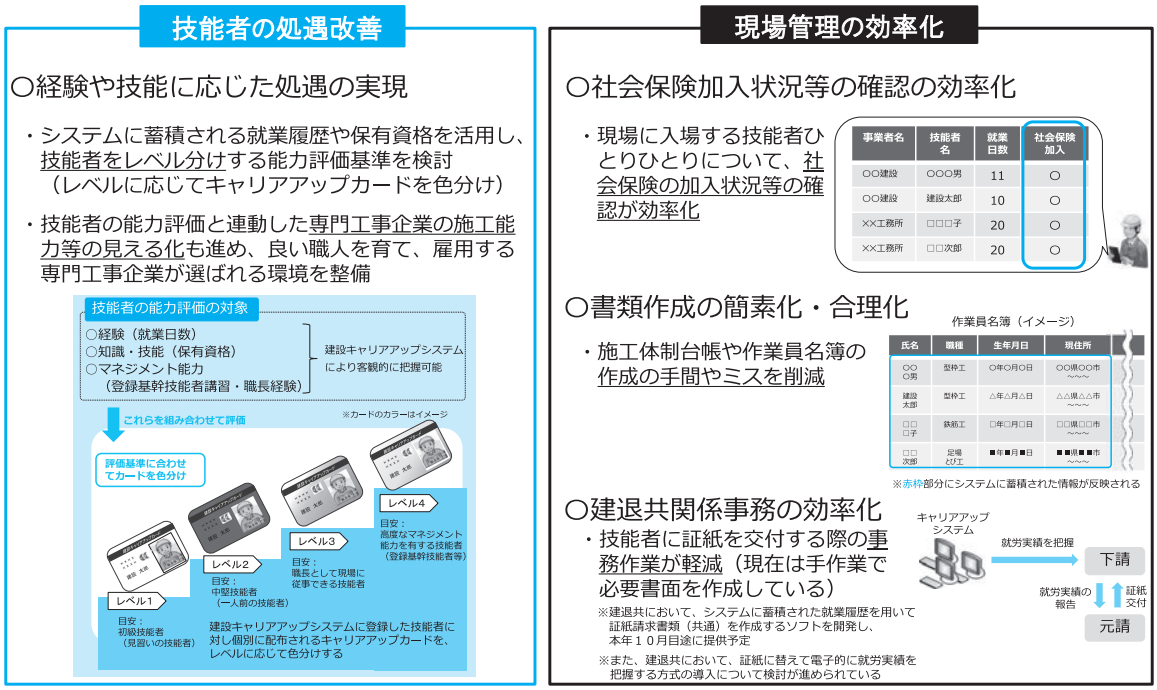

図－4　システムに期待される効果

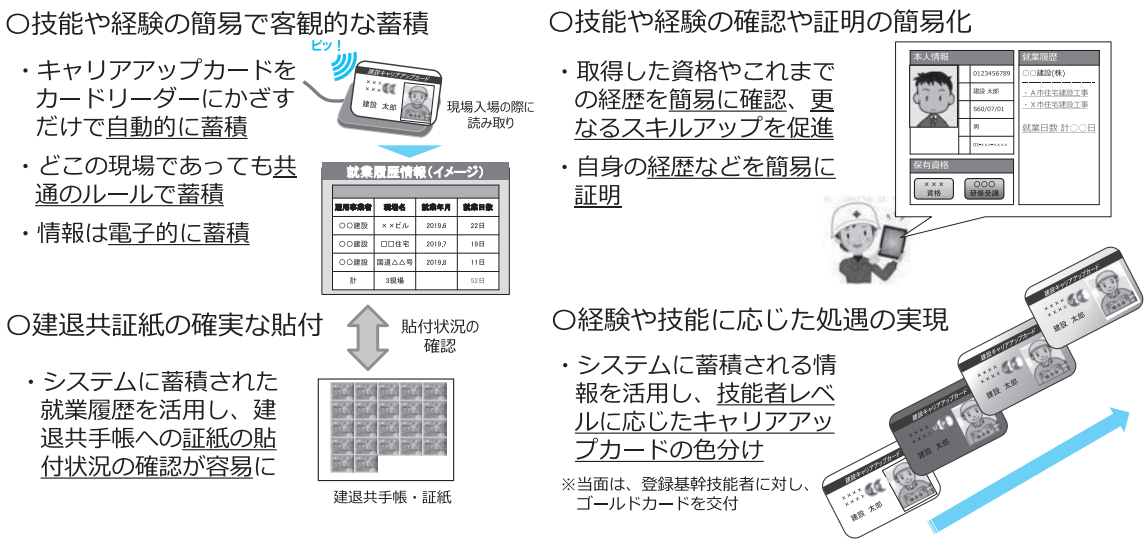

図－5　システムの活用（技能者のメリット）

(1) 技能者の経験や技能に応じた処遇の実現

システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し，技能者をレベル分けする能力評価基準の策定と，これと連動した専門工事企業の施工能力等の見える化を進めることで，良い職人を育て，雇用する企業が選ばれる環境を整備するための検討を進めているところであり，後ほど詳細をご紹介いたします。

(2) 現場管理の効率化

システムに蓄積・登録された情報を活用することによって，現場に入場する技能者一人ひとりの社会保険加入状況の確認の効率化，施工体制台帳や作業員名簿といった書類作成の簡素化・合理化，建退共関係事務の効率化といった現場管理の効率化も大いに期待されるところです。

(3) 業界全体で，技能者一人ひとりの技能や経験をしっかりと“認め”“育てる”仕組み

技能者は，キャリアアップカードをかざすだけで，どこの現場であっても共通のルールで，経験を簡易で客観的に蓄積できます。こうして蓄積された情報は，システム上で簡易に確認できますので，自身の更なるスキルアップや経歴証明などに活用できます。就業履歴情報を活用し，建退共手帳への証紙の貼付状況を確認することも容易になります。

また，システムに蓄積される情報を活用し，技能者レベルに応じたカードの色分けも検討しており，当面は，登録基幹技能者の資格を保有する方にゴールドカードを交付することとしています。その他，システムの利用やカード取得によるメリットを検討していきたいと考えています。

4. システムの利用料金

システムの利用にあたっては，技能者・事業者それぞれに一定の利用料金を負担していただくこととしております（図－6）。

技能者からは，技能者登録に際して，インターネット申請の場合は 2,500 円，郵送・窓口申請の

技能者の登録料

【料金】
- ●インターネット申請　2,500円
- ●郵送・窓口申請　3,500円
（1年あたり、250円または350円）

※早期割引
・H30.9月迄にインターネット申請した方
2,500円　→　2,000円（500円割引）
・H30年度中に登録した場合、カードの有効期間を最大1年間延長する。（有効期間の起算点をH31年4月からとする。）

※60歳以上の技能者の特例措置
①登録料は　2,000円（500円割引）
（H35.3月迄にインターネット申請した60歳以上の方）

②カードの有効期間を15年とする。
（登録・更新時の年齢が60歳以上の方）

カードの有効期間　１０年
（本人確認書類が未提出の場合は3年）

※有効期間内にカードの紛失、破損等があった場合は、実費相当：約1,000円（発送費を含む）で、再発行の予定。

事業者の登録料・利用料

【料金】

料金の種類		設定方法	支払	対象
事業者登録料	①事業者登録料	資本金	５年毎	全事業者（個人事業主を含む）※
システム利用料	②管理者ＩＤ利用料	管理者ＩＤの利用数	毎年	全事業者（個人事業主を含む）
	③現場利用料	技能者の就業履歴回数	毎年	元請として現場を登録する事業者

※H30年度中に登録した場合、事業者登録の有効期間を最大1年間延長する。
（有効期間の起算点を、H31年4月からとする。）
※事業者登録料については、一人親方は無料。

①事業者登録料（５年ごと）

資本金	新規・更新
500万円未満	3,000円
500万円以上1,000万円未満	6,000円
1,000万円以上2,000万円未満	12,000円
2,000万円以上5,000万円未満	24,000円
5,000万円以上1億円未満	30,000円
1億円以上3億円未満	60,000円
3億円以上10億円未満	120,000円
10億円以上50億円未満	240,000円
50億円以上100億円未満	300,000円
100億円以上500億円未満	600,000円
500億円以上	1,200,000円

※一人親方は無料。

②管理者ＩＤ利用料（毎年）

ＩＤ数	料　金
1あたり	2,400円

※１ケ月あたり200円。
※H30年9月迄は、利用数に関わらず無料。
※H30年10月～H32年3月迄、１ID無料。

（管理者ＩＤの取得により、事業者情報の管理、現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力が可能。）

③現場利用料（毎年）

就業履歴回数	料　金
１回	３円

※現場に入場する人日単位で課金

図－6　システムの利用料金

場合は3,500円の利用料金を頂きます。キャリアアップカードの有効期間は原則として10年としておりますので，1年あたり250円又は350円の負担でカードを取得することができます。

事業者からは，①事業者登録料，②管理者ID利用料，③現場利用料の3つの種類の料金を頂きます。

(1) 事業者登録料

資本金に応じて，3,000円から1,200,000円までの11段階に設定された料金を頂きます。この料金は5年毎に支払い頂きます。なお，一人親方については，事業者登録料を無料としています。

(2) 管理者ID利用料

管理者IDの数に応じて料金を頂きます。1ID毎に2,400円となっています。管理者IDの取得により，事業者情報や技能者情報の閲覧，現場情報の登録，帳票出力などが可能となります。

(3) 現場利用料

元請として現場情報を登録する事業者から，現場に入場する技能者の就業履歴回数に応じた料金を頂きます。就業履歴回数1回あたり3円と設定しており，現場に入場する技能者の人日単位で課金します。

具体的な料金のイメージをお示しするため，事業者規模別のモデル的な料金（1年あたり）を試算しておりますので，参考にして頂けると幸いです（図－7）。

なお，これらの利用料金については，建設業関係団体を構成員とする「建設キャリアアップシステム運営協議会」において決定（※）されております。

※建設キャリアアップシステム運営協議会第2回総会（平成29年11月6日開催）にて決定。

なお，早期の技能者登録・事業者登録を促進するため，技能者については早期に登録申請した場合の料金割引やカード有効期間の延長，事業者に

【試算の前提】
①現場利用料は、元請として現場を登録する事業者のみが負担（下請となる場合は負担せず）。
②現場利用料については、技能者1,000人日/完工高1億円と仮定し、年間完成工事高のうち、7割の現場で就業履歴の蓄積があると想定。

◆事業者モデル（一人親方）

項 目	規 模
資本金	－
年完工高	1,000万円
管理者ID取得数	1 ID

種 別	試 算
事業者登録料	0円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	210円/年
合 計	**2,610円/年**

◆事業者モデル①

項 目	規 模
資本金	1,000万円
年完工高	1億円
管理者ID取得数	1 ID

種 別	試 算
事業者登録料	2,400円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	2,100円/年
合 計	**6,900円/年**

◆事業者モデル②

項 目	規 模
資本金	1億円
年完工高	10億円
管理者ID取得数	1 ID

種 別	試 算
事業者登録料	12,000円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	21,000円/年
合 計	**35,400円/年**

◆事業者モデル③

項 目	規 模
資本金	10億円
年完工高	100億円
管理者ID取得数	5 ID

種 別	試 算
事業者登録料	48,000円/年
管理者ID利用料	12,000円/年
現場利用料	210,000円/年
合 計	**270,000円/年**

◆事業者モデル④

項 目	規 模
資本金	50億円
年完工高	1,000億円
管理者ID取得数	10 ID

種 別	試 算
事業者登録料	60,000円/年
管理者ID利用料	24,000円/年
現場利用料	2,100,000円/年
合 計	**2,184,000円/年**

◆事業者モデル⑤

項 目	規 模
資本金	500億円
年完工高	1兆円
管理者ID取得数	50 ID

種 別	試 算
事業者登録料	240,000円/年
管理者ID利用料	120,000円/年
現場利用料	21,000,000円/年
合 計	**21,360,000円/年**

図－7 事業者規模別のモデル的な料金（1年あたり）

ついては管理者 ID 利用料の減免や早期に登録申請した場合の登録有効期間の延長を行うこととしております。

また，システムの利用期間が限られる 60 歳以上の技能者についても，料金割引やカード有効期間の延長を行うこととしております。

5. システムを活用した技能者の処遇改善施策（図－8～10）

システムの活用を技能者の処遇改善に繋げていくため，国土交通省では，技能者の能力評価のあり方と，これと連動した専門工事企業の施工能力等の見える化について，検討を行っています。

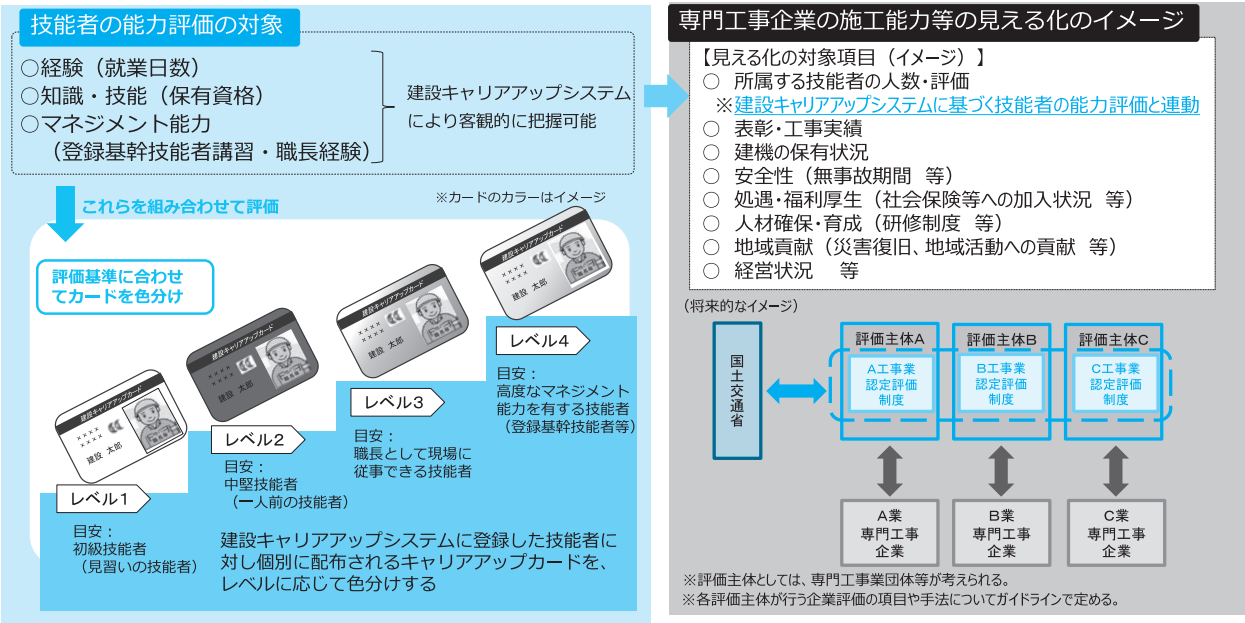

図－8 技能者の能力評価基準と専門工事企業の施工能力等の見える化のイメージ

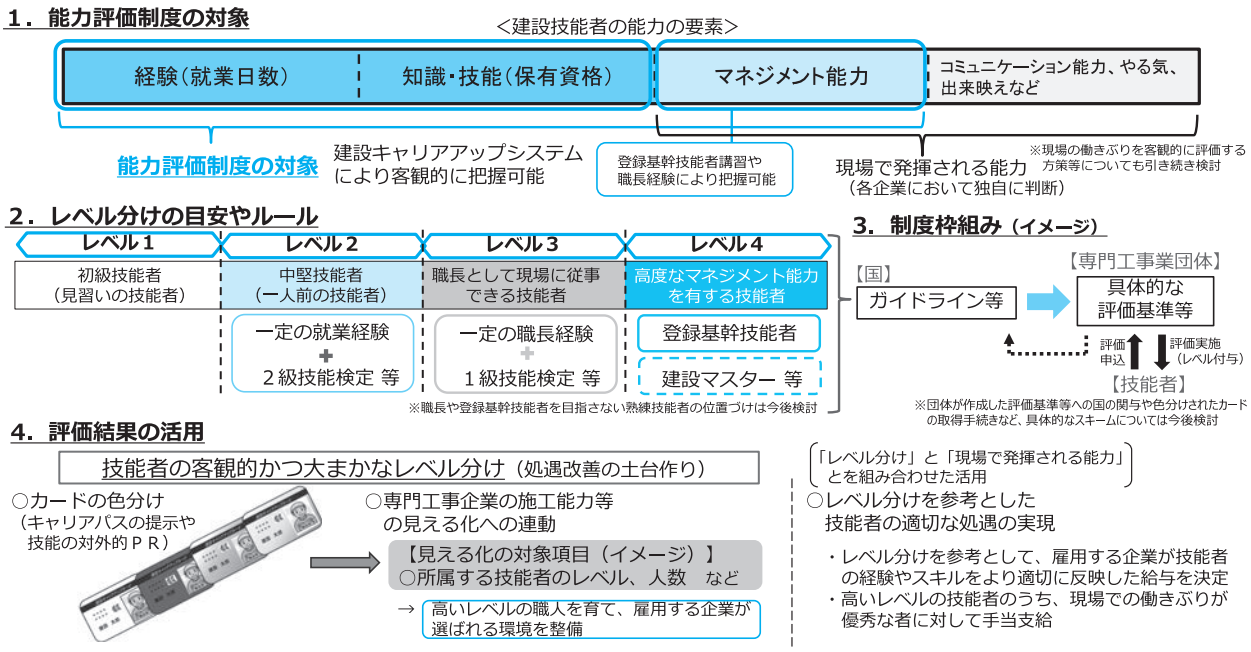

図－9 建設技能者の能力評価制度のイメージ

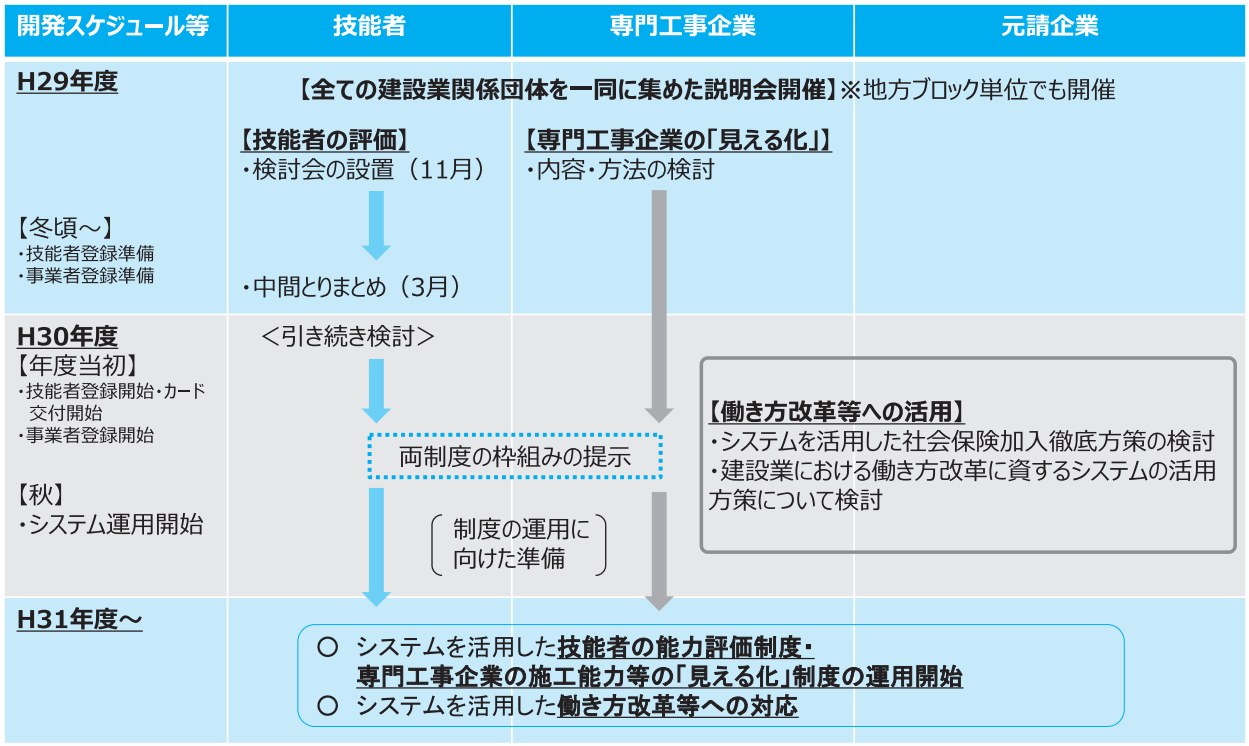

図－10　システムを活用した施策の検討スケジュール

(1)　技能者の能力評価について

システムにより，技能者一人ひとりの保有資格や就業履歴を客観的に把握できるようになることから，これらを活用した技能者の能力評価のあり方について検討を行うため，昨年 11 月，行政，学識経験者，建設業関係団体から構成される「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を立ち上げました。

検討会では，5 回にわたり，能力評価の基準（レベル分けの段階，レベル分けに用いる能力の要素，評価方法，レベル分けにおける共通の目安やルール）や評価制度の枠組みについて検討を行い，本年 3 月 27 日に中間とりまとめが行われました。中間とりまとめでは，システムで客観的に把握できる経験（就業日数），知識・技能（保有資格），マネジメント能力（登録基幹技能者や職長経験）を活用して，4 段階のレベル分けを行うといった評価制度の方向性や，この客観的かつ大まかなレベル分けを処遇改善の土台として，①キャリアアップカードの色分けに反映する，②専門工事企業の施工能力等の見える化に連動させ，企業が，どのレベルの技能者を何人雇用しているのかといった情報を「見える化」することにより，高いレベルの職人を育て，雇用する企業が選ばれる環境を整備する，③レベル分けを参考として，企業が技能者の経験やスキルをより適切に反映した給与を決定するといった評価結果の活用方法などが示されました。

(2)　専門工事企業の施工能力等の見える化について

建設産業は，近い将来，高齢者の大量離職が見込まれることから，中長期的な観点からの担い手の確保・育成や，建設工事に係る施工水準の確保が課題です。

そのため，技能者の能力評価のあり方に関する検討と並行して，専門工事企業の施工能力等の見える化についても検討を開始し，評価項目・内容や評価主体等の制度設計を進めていきます。

これにより，人材育成等に取り組み，施工能力等の高い専門工事企業が，単なる価格競争ではなく，正当に評価されるようにすることで，これらの企業の受注機会が拡大するようにし，技能者の処遇向上や人材への投資につながる好循環を生み出すことを目指します。

この「見える化」に向けた検討を加速化するため，本年４月，「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」を立ち上げました。

本検討会において，専門工事企業の施工能力等を見える化する仕組みについて本格的な検討を行うとともに，技能者の能力評価制度についても更なる検討を進め，本年夏頃には双方の枠組みを提示したいと考えております。

システムとこれを活用した施策の導入によって，優秀な職人を抱え，育てる企業が選ばれる環境を整備し，建設業界における人材投資や処遇改善の好循環を生み出すべく，国土交通省として，システムを活用した施策の構築にしっかりと取り組んでいく所存です。

6.　今後のスケジュール

システムは，平成 30 年秋に運用を開始する予定としており，それに先立って，平成 30 年５月上旬から郵送受付を開始し，５月下旬にはインターネットによる登録申請の受付を開始する予定です。

また，システムの普及・利用促進に向けた取り組みを一層強力に進めていくことが重要と考えております。昨年 11 月には，建設業関係団体を一堂に集めた説明会を開催し，システムの概要や期待される効果，普及・利用促進に向けた取り組み等について説明を行いました。また，地方ブロックでも説明会を開催して，地方における普及・利用促進に向けた取り組みも行っています。引き続き，システムに関する最新情報をシステム専用 HP（http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/index.html）に掲載して，積極的な情報発信に努めていくとともに，システムを広く周知するためのチラシやシステムの利用方法やメリットをわかりやすく解説した動画などを活用して，できる限り多くの技能者・事業者へシステムの登録・利用を呼びかけていくこととしています（図－ 11）。

7.　最 後 に

建設キャリアアップシステムを建設産業のインフラとして業界全体に普及させていくためには，業界の皆様のご理解・ご協力が不可欠です。

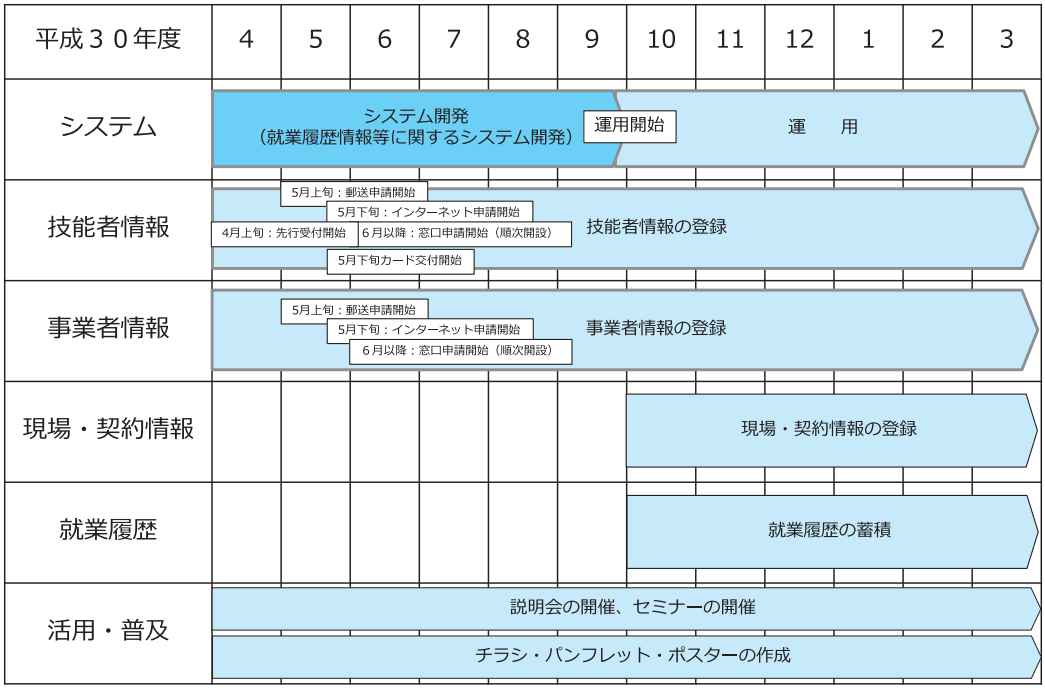

図－ 11　システムのスケジュール

○　日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね１０年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
○　建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手３法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取り組みを一段と強化する必要。
○　政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017＋10」のとりまとめや６年連続での設計労務単価引上げを実施。
○　これらの取り組みと連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成３０年度以降、下記３分野で従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
○　中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。
※今後、建設業団体側にも積極的な取り組みを要請し、今夏を目途に官民の取り組みを共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（５年）を待たず、長時間労働是正、週休２日の確保を図る。特に週休２日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取り組みを進める。

○週休２日制の導入を後押しする
- 公共工事における週休２日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- 建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
- 週休２日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
- 週休２日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する

○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する
- 昨年８月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取り組みを推進する
- 各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

○技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する
- 労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
- 建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね５年で全ての建設技能者（約３３０万人）の加入を推進する
- 技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- 能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- 民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする
- 全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- 社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休２日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする
- 中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
- 生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
- 個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

○仕事を効率化する
- 建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
- 工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- 建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する
- 現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
- 補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める

○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

図－12　建設業働き方改革加速化プログラム

昨年 12 月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では，「建設技能者の就業履歴等を蓄積する建設キャリアアップシステムの来年秋の構築等により，現場管理や書類作成・人材育成の効率化，技能や経験が適正に評価される環境整備を行う」ことが盛り込まれています。

また，本年 3 月 20 日には，建設業における週休 2 日の確保をはじめとした働き方改革をさらに加速し，将来の担い手を確保するため，長時間労働の是正，給与・社会保険，生産性向上の 3 つの分野における新たな施策をパッケージとしてまとめた「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定しました。

この加速化プログラムにおいては，「建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と，概ね 5 年で全ての建設技能者（約 330 万人）の加入を推進する」，「技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう，建設技能者の能力評価制度を策定する」，「能力評価制度の検討結果を踏まえ，高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する」ことが記載されております（図－12）。

このプログラムが，具体的な行動や成果につながるよう，本年 3 月 27 日に，国土交通大臣から建設業関係団体に対し，システムへの加入の促進について一層の協力を要請したところです。

国土交通省としても，運営主体である建設業振興基金と連携し，システムの広い普及と円滑な運用開始に向けた取り組みを進めて参ります。建設業の持続的な発展のため，皆様方におかれましても，先ほどご紹介した料金割引措置等をご活用いただき，システムへの早期の登録や所属技能者への積極的な登録の呼びかけなど，普及・利用促進に向けた取り組みにご協力いただきますよう，よろしくお願いいたします。